

在宅医療を受けるとき

自宅で継続して療養を必要とする人が、かかりつけの医師の指示に基づいて、訪問看護ステーションの訪問看護師などから療養上の世話や必要な補助を受けた場合、「訪問看護療養費」が支給されます。

受けられる
給付

訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

支給される額

かかった費用の7割

- 給付割合は年齢や所得によって異なります。詳しくは25頁をご参照ください。



こんなことにご注意ください

- 介護保険からも給付を受けられるときは、原則として介護保険が優先されます。
- 交通費やおむつ代などの実費、営業時間外の対応など特別サービスを希望した場合は特別料金の負担が必要になります。

利用したいときは 医師に申込を

訪問看護は次のような流れで受けることができます。

